

活動地訪問/ボランティア受入れに関する規則

1. 受入れ条件

- HG の会員でない方は事前に会員登録すること
- 責任をもって活動できること
- 現地担当者の指示に従って行動を行うこと
- 日常会話程度の英語を話せること
- Word, Excel の基本操作ができること
- 海外旅行保険(治療・救護費用並びに賠償責任のついているもの)に加入すること
- 受入れのきまった方には覚書を交わしていただきます(団体の場合は代表者のみで可)
ただし、個人参加の未成年の場合は、保護者の署名・捺印が必要です

2. 基本費用

- 航空券、ビザ、宿泊費、食費、交通費などはすべて自己負担とする
- 受入れの際、経費が生じた際には実費をいただきます
- 地方での活動に参加する際の同行にかかる経費は自己負担とする

3. 終了後

- 帰国後 1 週間以内に、活動レポートを提出していただきます
- ボランティアの方で希望があれば、ボランティア証明書を発行します